

令和3年度 市川市中小企業 展示会等出展支援事業補助金募集要項

1. 事業目的

この要項は、市内の中小企業者が先進性、市場優位性、希少価値等を有する製品、技術又はサービスを国内外に向けて広く周知し、販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会を創出するために、展示会等に出展する際に、会場使用料（出展小間料）等の出展経費の一部を補助金として交付し、もって中小企業者の事業活動の活性化及び本市の産業振興を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

補助対象者は、販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会創出（ビジネスマッチング）の実現を求める中小企業者であり、以下の（１）～（７）の全てに該当することが必要です。

（１）次の業種区分に応じ、いずれかの要件に該当する中小企業者（「会社」または「個人事業主」）であること。

業種	要件	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（小売業、サービス業及び卸売業を除く。）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

（注）次の（Ａ）～（Ｃ）に掲げるものについて、「大企業」と関係を有している「中小企業者」は補助対象者に該当しません。

（Ａ）発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上の株式又は出資の数又は金額を同一の大企業が保有をしている。

（Ｂ）発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上の株式又は出資の数又は金額を複数の大企業が保有している。

（Ｃ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている。

なお、「大企業」とは「中小企業者以外の事業者」で次に掲げるものを除くものをいう。

○中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）第 1 条に規定する中小企業投資育成株式会社

○投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合

- (2) 市川市内に事業所を有すること。
- (3) 販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会創出を目的とする展示会等において、先進性、市場優位性、希少価値等を有する製品、技術又はサービスの展示ができること。
- (4) 反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。
- (5) 訴訟による係争はなく、事業運営に支障のないこと。
- (6) 法令違反による処罰を受けておらず、事業運営に支障のないこと。
- (7) 当該年度（令和 3 年度）の前年度分の市町村民税（特別区民税を含む）を滞納していないこと。

3. 補助事業内容

(1) 補助対象事業

『販路開拓、技術提携、受注拡大等の機会創出』を目的として、令和 3 年 5 月 12 日（水）から令和 4 年 3 月 31 日（木）までの期間内に開催される国内外の展示会等への出展事業を実施する場合、展示会等の会場使用料（出展小間料）等の一部を補助します。

ただし、次の①②の要件を満たすことが必要です。

①補助金の交付を受けようとする補助対象事業について、国、地方公共団体（本市を除く。）その他これらに類するもの又はこれらの者から委託を受けたものから、当補助金と目的を同じくする他の補助を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。

②補助対象に係る事業（補助対象事業の支払い等を含む。）が、令和 4 年 3 月 31 日（木）までに完了すること。

（注）次の（A）～（F）に掲げるものは、補助対象事業に該当しません。

- （A）本市が主催し、又は共催するもの
- （B）市川市共同出展実施要綱（平成 26 年 4 月 21 日施行）に基づき、本市が中小企業者と共同出展するもの
- （C）物産展その他これに類する催しにおいて物品を展示し、又は即売することを主たる目的とするもの
- （D）自ら企画し、又は開催し、若しくは共催するもの
- （E）中小企業者が単独で出展しないもの
- （F）公共の利益を図るものと認められないものその他市長が適当でないと認めるもの

(2) 補助率・補助金額・補助回数

補助率・補助金額・補助回数は、1 中小企業者当たり、予算の範囲内において次のとおり交付します。

補助率	○補助対象経費に係る総額の 1 / 2 以内 (1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。)
補助金額	○国内で開催される展示会等：30 万円 (上限) ○国外で開催される展示会等：50 万円 (上限)
補助回数	○国内・国外それぞれ 1 回まで (本年度中に複数の展示会等に出展する場合、出展事業として申請できる展示会等は、国内・国外それぞれ 1 つのみとします。)

(注) 代表者が同一であり、複数の法人を営まれている場合、又は代表者が異なるものの親族の関係性にある法人を営まれている場合等は、いずれかの 1 中小企業者で申請をしてください。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりとします。なお、補助対象経費は、経費としての確認が可能であり、当補助事業の対象として明確に区分できるものに限ります。

補助対象経費	○会場使用料 (出展料・出展小間料等) ○展示会等における会場の設営及び装飾に係る経費 (物品の賃借料、看板の作成及び設置に係る工事費並びに電気に関する工事費を含む。) 並びに会場の運営に係る電気料金、水道料金、通信費
--------	--

(注) 次の (A) ~ (F) に掲げるものは、補助対象経費に該当しません。

- (A) 展示会等以外において使用が可能な物品の購入に係る経費
- (B) 送料及び運搬料 (展示会等への物品の搬入又は搬出に係る駐車料金等を含む。)
- (C) 廃棄物処理に係る経費
- (D) ポスターの製作費その他の広告宣伝に係る経費
- (E) 展示会等のために一時的に雇用する者の賃金
- (F) 展示会等のために使用する消耗品の購入に係る経費

4. 事前申請・提出書類・結果通知

(1) 事前申請締切日

令和 3 年 4 月 15 日 (木)

※補助金申請を希望される方は、必ず事業計画書の提出による事前申請をしてください。

事前申請者が多数により、補助金申請希望総額が当補助事業の予算枠を超える場合は、事前申請の内容に基づき、書類選考をいたします。

(2) 事前申請方法

郵送、宅配便等による送付

FAX・E-mail による送付は受付できません。

(3) 提出書類

提出書類は、次のとおりとします。ただし、提出書類のほか、申請内容に応じて、追加資料の提出が必要になる場合があります。

なお、提出書類等の返却はいたしませんので、コピーは必ずお手元に保管してください。

項目		提出書類	
会社で申請の場合	出展計画内容がわかる書類	事業計画書及び添付書類	展示会等出展計画書（別紙 1-2） ※代表者の印を押印してください。
	補助対象経費がわかる書類		展示会等出展収支予算書（別紙 1-1） ※見積書、明細書等の写し、展示会等の出展案内及びパンフレット等（出展料・出展小間料等の記載があるもの。）を添付してください。
	会社経歴等がわかる書類		履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※発行日から 3 カ月以内のもの
個人事業主で申請の場合	出展計画内容がわかる書類	事業計画書及び添付書類	展示会等出展計画書（別紙 1-2）
	補助対象経費がわかる書類		展示会等出展収支予算書（別紙 1-1） ※見積書、明細書等の写し、展示会等の出展案内及びパンフレット等（出展料・出展小間料等の記載があるもの。）を添付してください。
	開業の有無がわかる書類		開業届出書の写し 注）税務署の受付印のあるもの。

(4) 事前申請内容の審査・選考方法

提出いただいた書類により、以下の項目等で審査・選考を行います。

- ①当補助制度の利用実績（当補助金の初利用や利用実績のない展示会を優遇）
- ②特許取得の有無（特許の存続期間内もの）
- ③行政機関・独立行政法人等からの技術力・開発力等に係る認定・受賞等の有無（認定・受賞後概ね 10 年以内）
- ④市川市内に本店の有無（法人の場合は、履歴事項全部証明書に本店として記載をしている場所）
- ⑤業歴

※②③は前頁の提出書類に加えて、証明する書類を提出していただきます。

(5) 事前申請の結果の通知

審査・選考の結果について、可否に関わらず結果通知を送付します。

5. 補助金申請・提出書類・交付決定通知

(1) 申請締切日（予定）

令和3年5月10日（月）

※事前申請による結果で、採択通知を送付した方にご提出をいただきます。

（２）申請方法

郵送、宅配便等による送付

※書類を郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法でお送りください（FAX・E-mailによる送付は受付できません）。

（３）提出書類

提出書類は、次のとおりとします。

なお、提出書類等の返却はいたしませんので、コピーは必ずお手元に保管してください。

項目		提出書類
会社	補助金申請書類	補助金交付申請書（様式第1号）
	出展計画内容がわかる書類	展示会等出展計画書（別紙1-2） 展示会等出展収支予算書（別紙1-1）
	法人市民税納税証明書	令和2年度法人市民税納税証明書 ※）発行後3カ月以内のもの ※）創業1年未満等で法人市民税納税証明書を提出できない場合は、法人届出書（市の受付印のあるもの）の写しをご提出ください。 ※）納期限の都合上、令和2年度納税証明書の取得ができない場合は、納税の領収書の写しの提出をご提出ください。
個人 事業主	補助金申請書類	補助金交付申請書（様式第1号）
	出展計画内容がわかる書類	展示会等出展計画書（別紙1-2） 展示会等出展収支予算書（別紙1-1）
	市町村民税（特別区民税を含む）納税証明書	令和2年度市町村民税（特別区民税を含む）納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書） ※）発行後3カ月以内のもの

（４）補助金交付決定の通知

補助金交付決定通知書を令和3年5月中旬に送付予定

（展示会等出展計画書の連絡先のメールアドレスにも送信予定。）

※市が通知する補助金交付決定は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。

6. 事業内容の変更手続き・実績報告・補助金請求

（１）事業内容の変更時の手続き方法

交付決定を受けた後、事業内容等を変更する場合には、速やかに本市の承認を得る手続きをしてください。（市指定様式により、変更承認申請をしていただきます。）

※変更申請後の補助対象経費が、当初の予定を越える場合、当初決定した交付決定額を増額することができない場合があります。

※変更内容が交付申請時の事業目的に沿っていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 実績報告書

①事業完了日の翌日から 20 日以内に「実績報告書（第 5 号様式）」（市指定様式）を提出していただきます

※令和 4 年 3 月 31 日（木）が、事業完了年月日の翌日から 20 日以内より早い日にちとなる場合は、この日が実績報告書の提出期限となります。

②実績報告書には、領収書（出展料、出展小間料等の支払いを証明する書類）の写し、出展時の様子が分かる写真等を添付していただきます。

※実績報告書の内容を審査し、交付決定額を上限として補助金額を確定し、補助金額確定通知書を交付します。

(3) 補助金の請求

補助金額確定通知書を受領後、請求書を提出してください。（請求書を受領後、指定口座に振り込みます。）

7. その他

(1) 事業成果の状況報告

補助対象事業を完了した日の属する年度の翌年度の 9 月末日及び 3 月末日現在の補助対象事業の実施の効果について、当該末日から 20 日以内に市の指定様式に基づき、状況報告をしていただきます。

(2) 公表

補助対象事業として決定した事業については、その内容を公開し、市の事業にもご協力をいただく場合があります。

また、その他の市の事業をご案内させていただく場合があります。

8. 問い合わせ先

市川市 経済部 商工業振興課

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

電話：047-711-3691(直通)

E-mail:shokogyoshinko@city.ichikawa.lg.jp

9. Q & A

(Q 1) 展示会が自然災害や疫病の流行などの不可抗力で中止となってしまったら、どのようになりますか？

(A 1) すでに出展料や装飾費を支払った場合、返金等があったものを差し引いた、

最終負担額の 1 / 2 は補助金が交付されます。

(Q 2) 展示会が自然災害や疫病の流行などの不可抗力で延期となってしまったら、どのようになりますか？

(A 2) 延期となった展示会に出展できない場合であり、すでに出展料や装飾費を支払った場合は、返金等があったものを差し引いた、最終負担額の 1 / 2 は補助金が交付されます。

次年度以降に延期となった展示会に出展する場合、当該年度の補助金は交付されませんが、翌年度再申請となった場合に、優先的に採択となります。

(Q 3) 展示会への出展を渡航制限等の不可抗力の事情により辞退したら、どのようになりますか？

(A 3) すでに出展料や装飾費を支払った場合、返金等があったものを差し引いた、最終負担額の 1 / 2 は補助金が交付されます。

(Q 4) 人員の確保等の自社都合で展示会への出展を辞退したら、どのようになりますか？

(A 4) すでに出展料や装飾費を支払った場合でも、補助金は交付されません。